

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 H28.7.31まで	H27.7.10 カトマンズ で (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 ネパール側 ヌボン・アラサド・シヤルヤ財務省次官	H27.7.29 271号
ネパール	ネパール地震復旧・復興計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	ネパール地震復旧・復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,000,000千円 H31.4.30まで	H27.12.21 カトマンズ で (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 ネパール側 ロン・ダルサソ・レグミ財務省次官	H28.1.13 8号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。